

<報道発表資料>

令和8年9月9日

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

生活文化振興事業実施団体等の募集

京都市では、市民の皆様や京都を訪れる多くの方々に、「生活文化」（茶道、華道、書道、食文化など）の魅力について、身近に体感できる機会を創出することを通じて、文化の継承・普及の促進や文化芸術に対する豊かな感受性を持った人々を育むことを目指しています。

令和5年度から7年度までは、京都市役所本庁舎の正庁の間及び和室を活用し、初心者や親子でも気軽に参加いただけるお茶会、「御池茶会」を開催しました。

今年度は、生活文化を担う団体等による活動の成果発表や、子どもをはじめ、これまで生活文化に馴染みの薄い方が生活文化に関心を持ち、理解が深められるような体験ができるイベントを実施し、より多くの方に生活文化の魅力に触れていただく機会を設けます。

この度、本イベントを実施する生活文化を担う団体等を募集します。

<生活文化振興事業 募集概要>

● 対象分野

文化芸術基本法が定める生活文化（茶道、華道、書道、食文化など）

● 対象イベント

団体等の活動の成果発表やワークショップ等を内容とする生活文化に係る事業

ただし、次の要件を全て満たすこと。

ア 子ども（主には小学生～高校生）をはじめ、これまで生活文化に馴染みの薄い方が生活文化に関心を持ち、理解が深められるように、実際に生活文化を体験できる内容を含むこと。

イ 採択団体等は、当該団体等の関係者に限らず、広く参加者を募集すること。

※ イベントの実施に当たり、参加者に対して、団体等の紹介や団体等事業のチラシ等の配布は妨げませんが、過度な勧誘行為は禁止です。

● イベント実施会場

京都市役所本庁舎（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488）

4階 正庁の間・和室、1階・地下1階 オープンスペース、屋上庭園

● イベント実施期間

令和8年12月から令和9年3月まで

上記期間のうち、団体等が希望する1日をイベント実施日とします。

※ イベント実施日時は採択後に調整します。調整の結果、複数の採択団体等が異なる会場にて同日にイベント実施する場合もあります。

● 応募資格

住所地、活動拠点又は活動の発表場所のいずれかが京都市内にあり、生活文化に係る活動を行う団体であって、次のいずれにも該当しないこと。個人の場合もこれに準じます。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- (2) 暴力団その他反社会的勢力又はこれらと密接な関係を有する団体
- (3) 法令又は公序良俗に反する活動を行う団体
- (4) 本事業の趣旨に反する活動又は事業目的外の勧誘活動を行うおそれがある団体

● 採択件数

若干数

● 採択団体等と京都市の役割分担

(1) 採択団体等

- ア イベントの企画・運営、参加者の募集、当日に向けた準備、来場者の安全管理
- イ 前号に掲げる業務に係る経費の負担
- ウ イベント実施後の事業報告

(2) 京都市

- ア イベント実施会場の無償提供（一部の備品についても提供可能）
- イ 広報協力（市内文化施設等へのチラシ配架（チラシは採択団体等で用意すること）、京都文化芸術オフィシャルサイト「KYOTO ART BOX」へのイベント情報掲載、「市民しんぶん」への掲載など）
- ウ 参加者募集ツールの無償提供（「京都いつでもコール」など）
- エ イベント当日の立会い（当日の運営は採択団体等が行う）
- オ イベント実施後の成果の取りまとめ及び情報発信

● 応募方法、審査、採択後の手続等

応募に当たっては、令和８年度「生活文化振興事業」募集要項を必ず確認すること。

（提出書類、提出先、注意事項、その他提出方法等は募集要項に記載のとおり）

所定の提出書類を電子メールに添付のうえ、提出すること。（提出は電子メールのみ）

募集期間：令和８年９月１１日（金）～同年１０月１３日（火）午後５時 ※厳守

また、募集内容についての質問を受け付けます。

（提出・問合せ先、その他質問の提出方法等は募集要項に記載のとおり）

質問内容を電子メールの本文に記載のうえ、提出すること。（受付は電子メールのみ）

受付期限：令和８年９月２５日（金） ※受付期限後に提出された質問には回答しません。

● イベント実施会場の下見

通常は一般公開されていない「正庁の間」及び「和室」については、以下の日程で下見の希望を受け付けます。

（提出・問合せ先、その他下見の希望の提出方法等は募集要項に記載のとおり）

第1回：令和8年9月18日（金）午前11時～正午

第2回：令和8年10月5日（月）午後3時～午後4時

< イベント実施会場（利用可能な会場）について >

● 京都市役所本庁舎

京都市役所本庁舎は三代目の庁舎であり、「関西建築界の父」と言われる武田五一による監修のもとに昭和2年4月に竣工。令和3年8月には耐震化などの改修工事を終え、また、令和7年3月には、京都市役所本庁舎が、古都の風格を備えた現役市庁舎である点等が評価され、国登録有形文化財へ登録されました。

● 正庁の間

多くの市民等が参加する審議会、表彰式、式典や記者会見のほか、来賓の方の歓迎行事等に使用している部屋。庁舎の改修にあわせて、昭和2年の創建当時の姿を復原しました。

● 和室

正庁の間で開催する審議会や式典等を行う際の控室として使用するとともに、京都ならではの和の空間が感じられるおもてなしの場として、隣接して和室を整備。整備に当たっては、床柱に北山杉の磨き丸太を使用するなど、可能な限り市内産木材を使用しました。



正庁の間



茶室



1階 オープンスペース



地下1階 オープンスペース

<お問合せ先>

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

電話：０７５－２２２－３１１９